

# 參考資料



1 第2次さくら市総合計画基本構想変更・後期基本計画策定過程

令和元年度	
9月	経営会議において、後期基本計画策定方針案を協議
3月	庁議において、後期基本計画策定方針を審議
令和2年度	
7月	基本構想の変更・後期基本計画の策定に係る庁内説明会を開催
	後期基本計画の施策・基本事業の成果指標の設定に係る庁内会議を開催
8月	国土強靱化地域計画の策定に係る庁内会議を開催
9月	庁議において、後期基本計画の施策の展開方針等を審議
	経営会議において、後期基本計画の施策・基本事業の成果指標を協議
12月	後期基本計画の策定に係る市民アンケートを実施
	庁議において、基本構想の変更・後期基本計画の策定の進捗状況を報告
	さくら市総合計画審議会に基本構想の変更・後期基本計画の策定を諮問
1月	庁議において、基本構想の変更案を審議
	さくら市総合計画審議会第1回会議を開催
	議会議員全員協議会において、基本構想の変更・後期基本計画の策定の進捗状況を報告
	後期基本計画の策定に係る職員アンケートを実施
2月	庁議において、基本構想の変更案・後期基本計画の策定案を審議
	さくら市総合計画審議会第2回会議を開催
	議員全員協議会において、基本構想の変更案・後期基本計画の策定案を報告
3月	後期基本計画の策定に係るパブリック・コメントを実施
	さくら市総合計画審議会から答申
	議会において、基本構想の変更を議決
	基本構想を変更・後期基本計画を策定

※ 「後期基本計画の策定」には、第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略及び国土強靱化地域計画の策定が含まれます。

### さくら市総合計画条例

(目的)

第1条 この条例は、総合計画の定義、構成及び位置付けその他総合計画の策定等に関し必要な事項を定め、もって総合的かつ計画的な市政運営を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 総合的かつ計画的な市政運営を図るため、市長が作成する長期的なまちづくりの指針をいう。
- (2) 基本構想 将来の都市像及び市政の方向を定めるための基本的な考え方をいう。
- (3) 基本計画 基本構想に基づき、施策ごとの目標及び体系を明らかにするものをいう。
- (4) 実施計画 基本計画で定められた施策をどのように実施していくかを具体的に示すものをいう。

(構成)

第3条 総合計画は、基本構想、基本計画及び実施計画で構成する。

(位置付け)

第4条 総合計画は、全ての施策を網羅した市の最上位の計画と位置付ける。

2 市の各行政分野に関する計画を策定又は変更するときは、総合計画との整合を図らなければならない。

(総合計画審議会への諮問)

第5条 市長は、基本構想若しくは基本計画を策定又は変更するときは、あらかじめ、さくら市総合計画審議会条例（平成17年さくら市条例第7号）第1条に規定するさくら市総合計画審議会に諮問しなければならない。

(議会の議決)

第6条 市長は、基本構想を策定又は変更するときは、議会の議決を経なければならない。

(公表)

第7条 市長は、総合計画を策定又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(策定後の措置)

第8条 市長は、総合計画に基づく施策を計画的に実施するために必要な措置を講ずるほか、その実施状況について公表するものとする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、計画期間が平成28年4月1日以後に開始される総合計画及びその策定に係る事務について適用する。

(さくら市振興計画審議会条例の一部改正)

2 さくら市振興計画審議会条例の一部を次のように改正する。

[以下略]

### 3 さくら市総合計画審議会条例

平成17年さくら市条例第7号

#### さくら市総合計画審議会条例

(設置)

第1条 さくら市総合計画条例（平成27年さくら市条例第15号）第5条の規定による諮問に応じ、総合計画を策定するために必要な調査及び審議を行わせるため、さくら市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第2条 審議会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 学識経験者
- (3) 市民
- (4) 関係機関の職員

(委員の任期)

第3条 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、その職を解かれるものとする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。ただし、委嘱後最初に開かれる会議並びに会長及び前条第3項の会長があらかじめ指名した委員がともに欠けたときの会議は、市長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第6条 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

(答申)

第7条 審議会は、諮問された事項に関し調査及び審議を終了したときは、文書でその結果を市長に答申するものとする。この場合、審議会が必要と認めたときは、少数意見を付することができる。

(幹事)

第8条 審議会に幹事若干人を置く。

2 幹事は、市職員のうちから市長が任命する。

3 幹事は、審議会の所掌事務について委員を補佐する。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、総合政策部総合政策課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成17年3月28日から施行する。

附 則 (平成22年さくら市条例第1号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年さくら市条例第15号抄)

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、計画期間が平成28年4月1日以後に開始される総合計画及びその策定に係る事務について適用する。

附 則 (平成29年さくら市条例第13号)

この条例は、平成29年7月1日から施行する。

## 4 さくら市総合計画審議会委員名簿

(順不同・敬称略)

職名	氏名	区分	備考	
会長	三橋 伸夫	学識経験者	宇都宮大学名誉教授	
委員	小堀 勇人	市議会議員	市議会議員	
	岡村 浩雅			
	石原 孝明			
	藤井 正則	学識経験者	喜連川工業団地工業会理事長	
	小島 努		蒲須坂工業団地連絡会長	
	荒井 秀忠		塩野谷農業協同組合代表理事組合長	
	高瀬 和明		さくら市認定農業者協議会長	
	渡辺 徹		栃木県立さくら清修高等学校長	
	小堀 洋人		学校法人氏家幼稚園長	
	矢口 好和		さくら市金融団代表	
	野上 裕之		(株)下野新聞社さくら支局長	
	大久保 睦		市民	さくら市区長会理事
	中村 一行			さくら市区長会監事
	小林 行雄	さくら市民生委員児童委員協議会連合会長		
	関 健一	さくら市PTA協議会長		
	谷口 洋子	—		
	山本 智代	—		
	平澤 欣一	関係機関		氏家商工会事務局長
	関 一男		喜連川商工会長	
	菅俣 宗良		栃木県総合政策部地域振興課長	
杉山 敏明	さくら市校長会長			
高塩 博行	矢板職業安定所長			





SAKKURA CITY



さくら市

